

厚生文教委員会議事日程表

日 時 : 令和8年2月25日(水) 午前10時

場 所 : 市議会委員会室

議事	種 別	番号	件 名	摘 要
1	議 案	27	工事請負変更契約の締結について（（仮称）和泉市立富秋学園整備事業）	P. 80
2	議 案	28	公の施設の指定管理者の指定について（和泉市立老人集会所）	P. 82
3	議 案	29	和泉市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について	P. 90
4	議 案	31	令和7年度和泉市一般会計補正予算（第7号）【厚生文教所管分】	P. 122
5	議 案	33	令和7年度和泉市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	P. 136

分割付託案件内訳

※ 議案第31号 令和7年度和泉市一般会計補正予算（第7号）

○歳出のうち

2 款 総務費（戸籍住民基本台帳費）

3 款 民生費

○債務負担行為補正

老人集会所指定管理料

○地方債補正

公金収納システム等整備事業（市民室所管分）

児童福祉施設整備事業

義務教育施設整備事業

○繰越明許費補正

住民基本台帳システム等改修事業

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

出席委員（7名）

委員 長	飯 阪 光 典	副 委 員 長	友 田 博 文
委 員	谷 上 昇	委 員	埜 田 英 伸
委員 (副議長)	浜 田 千 秋	委 員	北 川 美 穂
委 員	松 田 義 人		

欠席委員（1名）

委 員 末 下 広 幸

オブザーバー（1名）

議 長 山 本 秀 明

説明のため出席した者の職氏名

市	長	辻 宏 康
副 市	長	並 木 敏 昭
教 育	長	大 槻 亮 志
福 祉 部	長	西 川 加 恵
市 民 生 活 部	長	立 花 達 也
子 育 て 健 康 部	長	藤 原 一 也
教育次長兼生涯学習部	長	辻 公 伸
教 育 ・ こ ど も 部	長	東 直 樹
教育・こども部教育指導監		上 田 茂 幸

備考 各次長級以下の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	井 阪 弘 樹	総務課長補佐	大 西 摩 紀 子
総務課議事調査係主事	北 山 透 也		

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○飯阪光典委員長 おはようございます。

委員の皆様には御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は定足数に達しておりますので、これより厚生文教委員会を開会いたします。

末下広幸委員から欠席の届けがございます。



◎市長挨拶

○飯阪光典委員長 それでは、ここで市長の挨拶を願います。

辻市長。

○辻 宏康市長 皆様、おはようございます。

厚生文教委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

飯阪委員長、友田副委員長をはじめ委員皆様方には御出席をいただき、また山本議長には御臨席をいただいておりますことに心から厚くお礼を申し上げます。

本日は、福祉部、市民生活部、子育て健康部及び教育委員会に関連いたします所管事項のうち、本委員会に付託されました諸議案を御審査いただきます。

案件の内容等につきましては、各担当より御説明申し上げますので、何とぞよろしく御審査の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願い申し上げます。

○飯阪光典委員長 市長の挨拶が終わりました。



◎委員会審査

○飯阪光典委員長 それでは、議事に入ります。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

本日の案件は、お手元に御配付の議事日程表のとおり、過日の本会議で本委員会に付託されました議案の審査をお願いいたします。

なお、理事者の方に申し上げます。発言の際には、必ず委員長の許可を得た後に、職、氏名を述べ、答弁願います。



◎議案第27号 工事請負変更契約の締結について（（仮称）和泉市立富秋学園整備事業）

○飯阪光典委員長 議事第1、議案第27号 工事請負変更契約の締結について（（仮称）和泉市立富秋学園整備事業）を議題といたします。

議案の説明を願います。

東教育・こども部長。

○東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

議案書80ページをお願いいたします。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第27号 工事請負変更契約の締結について（（仮称）和泉市立富秋学園整備事業）の提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

本案件は、令和5年12月15日議決に係る（仮称）和泉市立富秋学園整備事業の変更契約を締結するに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の御議決をお願いするものでございます。

その変更内容でございますが、賃金及び物価の上昇に伴うスライド条項の適用により、契約金額を当初の68億8,039万円から73億1,540万7,000円に、4億3,501万7,000円の増額を行うものでございます。

なお、参考資料といたしまして、81ページに位置図を添付しておりますので、御参照くださいようお願いいたします。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第27号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○飯阪光典委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第27号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。



◎議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について（和泉市立老人集会所）

○飯阪光典委員長 議事第2、議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について（和泉市立老人集会所）を議題といたします。

議案の説明を願います。

西川福祉部長。

○西川加恵福祉部長 福祉部長の西川です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について（和泉市立老人集会所）の提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書82ページを御覧ください。

まず、提案理由でございますが、和泉市立老人集会所20か所の指定管理期間が令和8年3月31日をもって満了となるため、また、和泉市立はつが野老人集会所につきまして、地域コミュニティの維持及び発展を図るため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者を指定しようとするものでございます。

次に、その内容につきまして御説明申し上げます。

公の施設の位置及び名称は、議案書82ページから86ページに記載のとおり、和泉市久井町

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

430番地に位置しております和泉市立南松尾老人集会所ほか20か所の和泉市立老人集会所で
ございます。

指定する団体の所在地、名称及び代表者の氏名は、和泉市若樫町580番地の1、和泉市南
松尾はつが野校区老人クラブ会長、東照雄ほか各校区の老人クラブ19団体及び和泉市はつが
野五丁目4番20号、ヒルプレイスはつが野管理組合会長、山田昌輝でございます。

また、指定の期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間
でございます。

なお、議案書87ページから89ページに参考資料として指定する団体の概要を記載しており
ますので、併せて御参照ください。

以上、議案第28号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜り
ますようお願い申し上げます。

以上です。

○飯阪光典委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第28号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。



◎議案第29号 和泉市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○飯阪光典委員長 議事第3、議案第29号 和泉市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

藤原子育て健康部長。

○藤原一也子育て健康部長 子育て健康部長の藤原です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第29号 和泉市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書の90ページをお願いいたします。

まず、提案の理由でございますが、子ども・子育て支援法の改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の適正な実施を図るため、その運営に関する基準について、内閣府令で定める基準を踏まえて条例で定める必要があることから、条例を制定しようとするものでございます。

次に、その内容でございます。

91ページをお願いいたします。

第1条から第3条までの第1章総則では、条例の趣旨、用語の意義、事業者の一般原則を定めております。

次に、92ページをお願いいたします。

中段、第2章の第1節利用定員に関する基準では、特定乳児等通園支援事業所ごとの利用定員に関する基準について定めております。

92ページの第5条から100ページの第33条までの第2節運営に関する基準では、特定乳児等通園支援の内容及び方法、安全管理、虐待防止など事業の運営に関する基準を定めております。

101ページをお願いいたします。

第3章の雑則では、第34条で書面による手続を電磁的記録、電磁的方法により行う場合の取扱いについて定めています。

最後に、附則でございますが、本条例の施行期日は令和8年4月1日としております。

また、事前にお配りしております補足資料には、本事業及び条例改正の概要を記載しておりますので、併せて御参照いただきますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第29号 和泉市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について、提案の理由並びにその内容の説明とさせていただきます。

ます。何とぞよろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○**飯阪光典委員長** 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

埤田委員。

○**埤田英伸委員** 公明党、埤田です。よろしく申し上げます。

御説明いただいたこのたびのこども誰でも通園制度の条例制定において、2点確認させていただきたいことがあります。

現時点で、この支援事業を実施する施設数を教えてください。

○**飯阪光典委員長** 鍛冶こども政策担当課長。

○**鍛冶みか子育て健康部子育て支援室こども政策担当課長** こども政策担当課長の鍛冶です。

本事業の実施予定施設数ですが、民間の認定こども園等が8か所、公立園が2園となっております。

以上です。

○**飯阪光典委員長** 埤田委員。

○**埤田英伸委員** 分かりました。

補足資料にも記載されていますが、対象となる乳幼児の見込み人数はゼロ歳児273人、1歳児386人、2歳児374人の合計1,033人となっています。

どのぐらいの利用を想定し、どれぐらいの受皿が必要であると試算していますか。

○**飯阪光典委員長** 鍛冶課長。

○**鍛冶みか子育て健康部子育て支援室こども政策担当課長** こども政策担当課長の鍛冶です。

利用見込みにつきましては、令和6年4月に実施したニーズ調査の結果から、利用率を75%と想定しています。

また、1か月に必要な受入れ時間数については、対象者数1,033人に月当たりの利用時間10時間と利用率75%を掛け7,753時間と試算しています。

以上です。

○**飯阪光典委員長** 埤田委員。

○**埤田英伸委員** 分かりました。

月7,753時間の受皿が必要ということですが、実施予定の10施設で賅えるのでしょうか。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○飯阪光典委員長 鍛冶課長。

○鍛冶みか子育て健康部子育て支援室こども政策担当課長 こども政策担当課長の鍛冶です。

各施設の実施計画から、概算で一月当たり7,800時間の受入れが可能であり、必要な量は確保できています。

以上です。

○飯阪光典委員長 埴田委員。

○埴田英伸委員 分かりました。

それでは、違う角度から質問させていただきます。

条例の第6条に、「特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない」という記載がありますが、正当な理由とはどのような項目かを教えてください。

○飯阪光典委員長 鍛冶課長。

○鍛冶みか子育て健康部子育て支援室こども政策担当課長 こども政策担当課長の鍛冶です。

定員が埋まっておりこれ以上受入れができない場合、また、障がいなどで特別な支援について受入れ能力、体制がない場合などが正当な理由として考えられます。

以上です。

○飯阪光典委員長 埴田委員。

○埴田英伸委員 分かりました。

それでは、障がいなどで特別な支援について受入れ能力、体制がない場合とは具体的にはどのような状態を言うのか教えてください。

○飯阪光典委員長 鍛冶課長。

○鍛冶みか子育て健康部子育て支援室こども政策担当課長 こども政策担当課長の鍛冶です。

障がいの状況により個別支援が必要であり、それに対応する職員体制が取れない場合などが考えられます。

以上です。

○飯阪光典委員長 埴田委員。

○埴田英伸委員 分かりました。

もし、そのような障がいの子を持つ保護者が申込みに来て、受入れ不可となった場合の対応策や何らかの代替案への御案内のメニューはありますか。

○飯阪光典委員長 鍛冶課長。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○鍛治みか子育て健康部子育て支援室こども政策担当課長 こども政策担当課長の鍛治です。

こども誰でも通園制度では、障がい児を受け入れた場合、基本単価に加え1時間当たり600円の加算を設けており、受入れに必要な職員配置等の体制整備に活用できる仕組みとなっております。

なお、各施設の障がい児の受入れの状況については、予約システムで事前に確認ができます。また、各施設の受入れが難しい場合も考えられるため、市が受入れ可能な施設の紹介やふたば幼児教室、障がい児通所支援サービスなど既存の障がい児支援サービスの案内を想定しています。

以上です。

○飯阪光典委員長 埴田委員。

○埴田英伸委員 分かりました。

では、現時点で、こども誰でも通園制度を実施する10施設のうち、障がい児を受け入れることを決定している施設はどのぐらいありますか。

○飯阪光典委員長 鍛治課長。

○鍛治みか子育て健康部子育て支援室こども政策担当課長 こども政策担当課長の鍛治です。

現在、障がい児の受入れの可否について調査中であり、施設数は把握していません。

以上です。

○飯阪光典委員長 埴田委員。

○埴田英伸委員 御答弁ありがとうございました。

こども誰でも通園制度を実施する施設には、当事者の保護者が疎外感や孤立感を感じないよう優しさあふれる対応をしていただくためにも、市からも受け入れる体制について10か所の施設への働きかけをお願いします。

私が受ける心証で申し訳ございませんが、こども誰でも通園制度という名称にもかかわらず、誰でも可能ではなく、障がいを正当な理由にされ受入れ拒否される可能性があるこの制度、全員が対象の中で自分の子だけ仕方がない例外の子とされる悲しみを知っていただきたいです。

国が、もっとそのフォロー体制のための予算確保をすべきではありますが、和泉市としても、現状の対象乳幼児1,033人全てが希望すれば通園できるような体制づくりに努めていただくことをお願いして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○飯阪光典委員長 他にございますか。

浜田委員。

○浜田千秋委員 ありがとうございます。五月会の浜田です。

御説明いただいたこの条例制定について、利用者の利用手続について確認させてください。

申込みから利用までの手続方法について教えてください。

○飯阪光典委員長 鍛冶こども政策担当課長。

○鍛冶みか子育て健康部子育て支援室こども政策担当課長 こども政策担当課長の鍛冶です。

本事業は、利用者、事業所、市町村が、国が構築したこども誰でも通園制度総合支援システムを活用し運用することとなっています。

保護者は、国システムを通じ市へ利用申請を行い、市は要件を確認の上、認定を行います。認定を受けた後も、国のシステムから事前面談や利用予約を入れ利用する流れとなっています。

以上です。

○飯阪光典委員長 浜田委員。

○浜田千秋委員 ありがとうございます。

市は保育園等に通っていないなどの要件を確認した上で利用を認定します。

利用を認定された方々は利用の申込みをするとのことですが、このシステムはパソコン、またスマートフォンなどで利用できますか。

また、利用前の事前面談ですが、利用したいと思う園全てで受けることが必要なのか、お伺いします。

○飯阪光典委員長 鍛冶課長。

○鍛冶みか子育て健康部子育て支援室こども政策担当課長 こども政策担当課長の鍛冶です。

国のシステムはスマートフォンやパソコンで利用ができます。

また、事前面談については、利用する事業所ごとに必要となります。

以上です。

○飯阪光典委員長 浜田委員。

○浜田千秋委員 ありがとうございます。

事業所は国のシステムで予約枠の設定をすることになると思うのですが、事業所の状況に合わせた予約枠の設定が可能でしょうか、教えてください。

また、利用の時間単位と利用料についても教えてください。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○飯阪光典委員長 鍛冶課長。

○鍛冶みか子育て健康部子育て支援室こども政策担当課長 こども政策担当課長の鍛冶です。

予約枠は、実施日ごとに1時間単位で設定が可能となっており、利用者も1時間単位での利用が可能です。

また、利用料については国が定めており、1時間300円となりますが、世帯所得により負担軽減され、生活保護世帯では無料で利用できます。

以上です。

○飯阪光典委員長 浜田委員。

○浜田千秋委員 ありがとうございます。

園や事業所は、何月何日何時に何歳児受入れ可能という表示枠をされ、利用者が、御自身の預けたいところと合致すれば申し込まれるというシステムだと理解しました。

では、利用料以外に保護者が負担する費用はございますか。

○飯阪光典委員長 鍛冶課長。

○鍛冶みか子育て健康部子育て支援室こども政策担当課長 こども政策担当課長の鍛冶です。

利用料以外に、施設での給食費、おやつ代などの実費相当の費用がかかる場合があります。

以上です。

○飯阪光典委員長 浜田委員。

○浜田千秋委員 ありがとうございます。最後に意見を申し上げます。

対象となる乳幼児数は、先ほど埴田委員の質疑の中からも分かりましたが、利用率75%として約774名程度と見込まれておられます。

保護者からすれば、とても助かる制度の始まりだと感じる一方で、園や事業所においては、面談の上でお子さんを受け入れるとしても、アレルギーや特別な配慮が必要なお子さん、お子さんの特性に対して十分な配慮が必要になると感じています。

利用方法として、一定の曜日と時間を指定して利用される定期利用、そして利用枠に合致すれば申し込まれる柔軟利用があるとお聞きしました。

また、4月以降は所管される部署も変わるとのことです。導入後の現場の様子などを丁寧に確認された上で、課題等があれば常に共有し、事故などが決して起こらないように慎重に導入していただきますようお願いいたします。

以上です。

○飯阪光典委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第29号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。



◎議案第31号 令和7年度和泉市一般会計補正予算(第7号)〈厚生文教所管分〉

○飯阪光典委員長 議事第4、議案第31号 令和7年度和泉市一般会計補正予算(第7号)の本委員会所管部分を議題といたします。

議案の説明を願います。

藤原市民担当課長。

○藤原 泉市民生活部市民室市民担当課長 市民担当課長の藤原です。

議案第31号補足資料を御覧ください。

款22市債、公金収納システム等整備事業債ほかの補正理由でございますが、今年度、国がデジタル技術を活用した行政運営の効率化や住民の利便性向上を推進するためデジタル活用推進事業債が創設され、市債活用について国に提出していた計画が承認されましたので、市債を発行するための限度額補正を行うものです。

その内訳につきましては、表に記載のとおりでございます。

続きまして2段目、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費でございますが、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令により、住民票の記載事項に新たに旧氏の振り仮名が追加されることにより、必要となる住民基本台帳システム等の改修について、令和7年度での補助金確保が可能となったことから補正予算を計上し、あわせて、令和8年度へ繰越しを行う

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ものです。その内訳は表に記載のとおりでございます。

なお、これら3事業につきましては、全額が国補助金の対象でございます。

説明は以上でございます。

○飯阪光典委員長 北野幼保運営担当課長。

○北野剛司教育・こども部こども未来室幼保運営担当課長 こども未来室幼保運営担当課長の北野です。

同じく、議案第31号 令和7年度和泉市一般会計補正予算（第7号）のうち、こども未来室所管分について御説明いたします。

議案書は131ページでございます。

まず、補正の金額ですが、歳出として款3民生費、項2児童福祉費、目3保育所費の19扶助費において、施設型給付費総額につきまして、補正前の金額52億9,634万5,000円に、2億1,271万円を追加し、55億906万4,000円に変更するものでございます。

補正の理由でございますが、別添の補足資料のとおり、民間保育施設等に対しては、国が定めた単価に基づき、施設型給付費を毎月支払いしておりますが、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定により、施設型給付費の算定の基礎となる職員の人件費が5.3%程度引き上げられたことから、単価が令和7年4月1日に遡って増額となり、今年度の決算見込額が当初予算額を上回る見込みとなったため、施設型給付費の追加を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○飯阪光典委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第31号の本委員会所管部分を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第31号の本委員会所管部分は原案のとおり可決されました。



◎議案第33号 令和7年度和泉市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○飯阪光典委員長 議事第5、議案第33号 令和7年度和泉市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

なお、本件に対する議案の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

埤田委員。

○埤田英伸委員 公明党、埤田です。よろしくお願ひします。

このたびの補正の理由に当たる介護保険施設の種類を教えてください。

○飯阪光典委員長 寺田介護保険担当課長。

○寺田美香福祉部高齢介護室介護保険担当課長 介護保険担当課長の寺田です。

通称「ミニ特養」と呼ばれる29床の地域密着型介護老人福祉施設です。

以上です。

○飯阪光典委員長 埤田委員。

○埤田英伸委員 分かりました。

現在、特別養護老人ホームに入居できる要件である要介護度3、4、5の方々は、和泉市内で要介護度3が1,277人、要介護度4が1,280人、要介護度5が898人の合計3,455人とお聞きしていますが、現状の和泉市内の特別養護老人ホームの受入れ体制で大丈夫なのかを確認させていただきます。

他市の施設に入居する事例も多々ありますが、市内の特別養護老人ホームは全て合算したら何床ありますか。

○飯阪光典委員長 寺田課長。

○寺田美香福祉部高齢介護室介護保険担当課長 介護保険担当課長の寺田です。

広域型の特別養護老人ホームが7施設で430床、地域密着型の特別養護老人ホームが5施設で145床あり、合計いたしますと12施設575床ございます。

以上です。

○飯阪光典委員長 埴田委員。

○埴田英伸委員 分かりました。

数年前までは、特別養護老人ホームに入居するのはかなりの待機者がいましたが、現在もそのような状態でしょうか。

○飯阪光典委員長 寺田課長。

○寺田美香福祉部高齢介護室介護保険担当課長 介護保険担当課長の寺田です。

令和7年4月1日時点での調査を行いましたら、本市住民の特別養護老人ホームの待機者数は実人数で113人、令和6年度よりもやや少なくなっている状況でございます。

以上です。

○飯阪光典委員長 埴田委員。

○埴田英伸委員 分かりました。

全国的な話ですが、入居施設を閉鎖する地域が増えてきています。

理由の第1位は人手不足ですが、それ以外の理由での入居者確保の競争が激化しているという理由も見受けられます。

和泉市内で、入居施設で閉鎖されたところがありますか。分かる範囲で教えてください。

○飯阪光典委員長 寺田課長。

○寺田美香福祉部高齢介護室介護保険担当課長 介護保険担当課長の寺田です。

本市内の介護保険施設において閉鎖された施設はございません。

以上です。

○飯阪光典委員長 埴田委員。

○埴田英伸委員 御答弁ありがとうございました。

特別養護老人ホームの待機者が113人ということであれば、和泉市内は入居施設が全国に比べて過不足なく整っていることはよく分かりました。

これからも、要介護認定者数とのバランスを考えて施設整備計画を検討していただくようお願いいたします。

質疑を終わります。

○飯阪光典委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別のないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第33号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。



◎閉会宣告

○飯阪光典委員長 以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私に一任願いたいと思います。

以上で、厚生文教委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午前10時29分閉会)



会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委員長 飯 阪 光 典